

武藏村山市第四次男女共同参画計画
令和 6 年度推進状況調査報告書（案）

令和 7 年 月

武藏村山市男女共同参画推進委員会

はじめに

武蔵村山市では、平成12年（2000年）に「武蔵村山市男女共同参画計画」（計画期間：平成12年度～21年度）、平成22年（2010年）に「武蔵村山市第二次男女共同参画計画」（計画期間：平成22年度～26年度）、平成27年（2015年）に「武蔵村山市第三次男女共同参画計画」（計画期間：平成27年度～31年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に努めてきました。

そして、令和2年（2020年）に「武蔵村山市第四次男女共同参画計画」（計画期間：令和2年度～6年度）を策定し、基本理念「誰もが自分らしく イキイキと暮らせるまち むさしむらやま」のもと、全ての市民が性別にかかわりなく、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な取組を進めてきました。

本報告は、「武蔵村山市第四次男女共同参画計画」に登載した63事業について、令和6年度（2024年度）における施策の進捗状況を取りまとめ、各事業における取組の評価を行うとともに、令和7年（2025年）3月に策定した「武蔵村山市第五次男女共同参画計画」（計画期間：令和7年度～11年度）の推進及び男女共同参画社会の実現に向けた活動の指針とするものです。

目 次

I 推進状況調査の概要		
◆ 調査の目的	P3	基本目標3 誰もが平等を実感できるまちづくり P15
◆ 調査の内容（調査結果の見方）	P3	1 男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消 P15
II 武蔵村山市第四次男女共同参画計画の体系	P3	2 性の多様性の尊重 P16
III 武蔵村山市第四次男女共同参画計画推進状況調査結果	P3	3 ライフステージに対応した健康支援 P17
基本目標1 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	P4	4 多文化共生の推進 P19
1 女性活躍の推進	P5	基本目標4 すべての分野での男女共同参画の推進 P20
2 仕事と家事・育児・介護の両立の推進	P5	1 地域社会での男女共同参画の推進 P20
3 働く場での男女共同参画の推進	P7	2 防災分野での男女共同参画の推進 P21
基本目標2 あらゆるハラスメントの根絶	P9	IV 推進状況の分析 P22
1 各種ハラスメントの防止と被害者支援	P10	V 男女共同参画推進市民委員会からの意見 P35
2 配偶者等からの暴力防止と被害者支援	P10	
	P11	

参考資料

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱	P38
武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿	P40
武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱	P41
武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿	P44

I 推進状況調査の概要

◆ 調査の目的

武蔵村山市第四次男女共同参画計画に登載されている63事業を、基本目標ごとに取りまとめ、計画の推進状況を明らかにするとともに、今後における武蔵村山市第五次男女共同参画計画の推進のための指針とします。

◆ 調査の内容（調査結果の見方）

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		目標	令和6年度			前年度 自己評価
			目標の内容	目標値		実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標 1									
1	復職・再就職等を支援する講座の開催【重点事業】	働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指して、市内の事業者に対する意識啓発を行うとともに、復職・再就職を希望する市民に対して能力向上（スキルアップ）のための研修等を行います。復職・再就職者数等の把握により、成果を意識した事業展開を図ります。	(1)参加者数、講座の開催回数 (2)(1)の参加者満足度	(1)年2回以上 (2)70%	(1)シングルマザー応援フェスタ内での再就職相談/1回/6人 (2)70%	(1)シングルマザー応援フェスタ内での再就職相談/1回/5人 (2)83%	B	協働推進課	B
2	女性リーダー育成【重点事業】	女性リーダーを育成する研修・講座の開催や、研修・講座参加者のネットワークづくりを支援することで、女性リーダーを育成し、企業や地域活動の場において男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。	(1)研修・講座の開催回数 (2)(1)の参加者満足度	(1)年1回以上 (2)70%	(1)女性リーダー育成事業 ロールモデル座談会/2回 講座/2回 (2)70%	(1)女性リーダー育成事業 ロールモデル座談会/1回/4人 女性リーダー育成講座/4回/①10人②10人 ③9人④9人 (2)62%	A	協働推進課	A
調査項目②評価									
令和6年度の目標に対する実施内容の各課自己評価を記載しています。事業によって、取組によらない変動（対象者数等）により、各年度の評価に影響が生じる場合もあります。									
評価区分は以下のとおりです。									
<ul style="list-style-type: none">A 十分進捗し、大きな成果が得られている。B 概ね進捗し、具体的な成果が得られている。C 事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。D 不十分で課題が多い。E 事業を実施していない。									

II 武藏村山市第四次男女共同参画計画の体系



III 武藏村山市第四次男女共同参画計画推進状況調査結果

基本目標 1 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

1 女性活躍の推進

① 女性の活躍の場を広げるための支援

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				自己評価	事業担当課	前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容					
基本目標 1											
1	復職・再就職等を支援する講座の開催【重点事業】	働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指して、市内の事業者に対する意識啓発を行うとともに、復職・再就職を希望する市民に対して能力向上(スキルアップ)のための研修等を行います。復職・再就職者数等の把握により、成果を意識した事業展開を図ります。	(1)参加者数、講座の開催回数 (2)(1)の参加者満足度	(1)年2回以上 (2)70%	(1)シングルマザー応援フェスタ内での再就職相談/1回/6人 (2)70%	(1)シングルマザー応援フェスタ内での再就職相談/1回/5人 (2)83%	B	協働推進課	B		
2	女性リーダー育成【重点事業】	女性リーダーを育成する研修・講座の開催や、研修・講座参加者のネットワークづくりを支援することで、女性リーダーを育成し、企業や地域活動の場において男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。	(1)研修・講座の開催回数 (2)(1)の参加者満足度	(1)年1回以上 (2)70%	(1)女性リーダー育成事業 ロールモデル座談会/2回 講座/2回 (2)70%	(1)女性リーダー育成事業 ロールモデル座談会/1回/4人 女性リーダー育成講座/4回/①10人②10人 ③9人④9人 (2)62%	A	協働推進課	A		
3	女性の起業に関する情報提供・支援	一般に、女性の起業に際して資金やノウハウ等に不安を抱える例が見られることを踏まえ、男女共同参画センター「ゆーあい」が情報提供や相談等の窓口機能を備えるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して支援します。	講座の参加人数	講座1回当たり参加人数 3人	「女性のためのチャレンジ相談」毎月1回 12回/12人	「女性のためのチャレンジ相談」毎月1回 7回/10人	B	協働推進課	B		

② 女性の活躍の場づくり

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				自己評価	事業担当課	前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容					
基本目標 1											
4	農業、自営業への男女共同参画	農業、自営業分野において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性が業務に参加・協力するだけではなく、経営に参画できるように働きかけを行います。併せて、農業、自営業分野の女性を取り巻く労働条件、生活環境の改善に向けた情報提供に努めます。	認定農業者における家族経営協定数	10経営体	認定農業者改善計画個別相談等の機会をとらえて申請者に案内する。	認定農業者改善計画個別相談等の機会をとらえて申請者に案内を行った。	B	産業観光課	B		

③ 意思決定過程への女性参画の推進

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標 1									
5	各種審議会等への女性の参画促進【重点事業】	本市の政策決定に際して、男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。特に、審議会等の各委員会の委員構成上の男女比に配慮します。	審議会等委員の女性参画率	40%	審議会等女性参画比率 40%	審議会等女性の参画比率 37.5%	C	全課	C
6	市役所における女性管理職登用の促進	本市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性職員に対し、管理職試験の受験を促します。	対象者に管理職試験の受験を促し、女性管理職の割合を向上させる。	管理職全体の女性の割合がどの程度なら適切なのかを示す指標はなく、一概に女性管理職の割合の目標を定めることは困難である。	引き続き管理職昇任選考により、女性管理職の割合が向上するよう努める。	管理職昇任選考により、1名が管理職に昇任した。	B	職員課	B
7	女性教員の管理職登用の促進	教育の場における方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性教員に対し、管理職試験の受験を促します。	教員としてのライフステージを具体的に描き、志をもって職務に励むことができるよう、該当する教員に対し、管理職への受験を積極的に促す。	—	教員としてのライフステージを具体的に描き、志をもって職務に励むことができるよう、該当する教員に対し、管理職への受験を積極的に促す。	各小・中学校長を通じて、受験資格のある教員へ受験を促した。 校長職選考においては5名中1名女性教員が受験し、副校長職選考においては9名中2名女性が受験した。	B	教育指導課	B
8	広聴機会の充実	市民の市政への参画意識の高揚を図り、政策・方針決定過程で女性が参画しやすい環境を整備して女性の視点を市政全般に反映させるため、広聴機会の充実に努めます。	市民と市長のタウンミーティングにおいて保育サービスを継続し、子育て世代の市民が参加しやすい環境に配慮した回を設定することで、女性の参画を促していく。	年1回以上	年1回	3回開催 実施日：令和6年11月14日 令和6年11月17日（午前・午後）	B	秘書広報課	B

④ 男性の意識改革の推進

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標 1									
9	男性の意識改革と家事スキル向上への講座の開催	男女共同参画センター「ゆーあい」等における講座・講習会を通して、家事・育児・介護を男女が共に担うことに対する男性の意識改革を促すとともに、実際に男性が参加することを支援します。	父子参加型講座の開催回数	年1回	パパと子どもを対象にした講座1回、男性対象講座1回を開催し、家庭内での家事育児役割分担等の意識啓発を図る。	夏休みジェンダー教室 父と子で学ぼうやさしいジェンダーのはなし（ジェンダーカフェ）/1回/0人 珈琲とチヌイーツでぼろり男の本音（ジェンダーカフェ）/1回/6人	B	協働推進課	B
10	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業所への働きかけ	男性の育児休業取得率向上のための事業所の取組を支援します。併せて、今後男性の介護と仕事との両立が切実な課題となることを踏まえ、介護休業の取得の促進を図ります。	男女共同参画週間に合わせたパネル展実施回数	年1回	パネル展開催、SNSでの発信 ワークライフバランスの推進により、男性の意識改革を図る。	パネル展「男女共同参画週間 だれもがどれも選べる社会に」（実施期間：令和6年6月） ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定を実施	B	協働推進課	B

2 仕事と家事・育児・介護の両立の推進

① ワーク・ライフ・バランス推進への意識の醸成

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				自己評価	事業担当課	前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容					
基本目標1											
11	長時間労働縮減に向けた啓発	市内の事業所に対し、従業員の長時間労働の縮減と年次有給休暇の取得促進に関する啓発を行います。	チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供	—	チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供	チラシやパンフレットを窓口に設置し、商工会へ情報提供を行った。	B	産業観光課	B		
12	家庭内での男女平等意識の推進 【重点事業】	夫婦のいずれか一方に仕事や家事・育児・介護等の負担が偏ることがないようにするため、市民に対する意識啓発を強化します。	(1)講座の開催回数 (2)家庭内での男女平等感	(1)年2回以上 (2)70%	(1)A 心と身体の息抜きタイム/4回 B シニア（ブレ）生き方健康講座/27回 C ウィメンズチャレンジプロジェクト（ロールモデル座談会・講座）/4回 D 男性対象講座/1回 (2)A B C D各70% ワークライフバランスの推進により、男性の意識改革を図る。	(1)A 心と身体の息抜きタイム/4回/①10人②35人③14人④5人 B シニア（ブレ）生き方健康講座/24回/延べ470人 C ウィメンズチャレンジプロジェクト ロールモデル座談会/1回/4人 女性リーダー育成講座/4回/①10人②10人③9人④9人 D 男性対象講座/1回/6人 (2)A C 62% B D各100% ワーク・ライフ・バランスの推進により、男性の意識改革を図った。	A	協働推進課	A		

② ワーク・ライフ・バランスを進める市民の支援

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		目標	令和6年度			前年度 自己評価
			目標の内容	目標値		実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標1									
13	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種支援	事業者及び市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を啓発して、市民一人一人が自らの生き方にについて考え、実践することを支援します。特に、育児や介護をしながら働く市民の両立を支援するため、相談の機会や各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、待機児童の解消に向けた取組を進めています。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に当たっての阻害要因を分析し、その解消に向けた事業者や市民の取組を支援します。	(1)情報誌の発行 (2)啓発活動(パネル展等) (3)講座の開催	(1) (2)- (3)全10回	(1)情報誌発行/年3回 (2)パネル展示/年1回 (3)シングルマザー支援/4回 心と身体の息抜きタイム/4回 シニア(ブレ)生き方健康講座/27回	(1)情報誌発行/3回 (2)パネル展示/1回(男女共同参画週間) (実施期間:令和6年6月) (3)シングルマザーおしゃべり会 /4回/①3人②2人③12人④3人 心と身体の息抜きタイム /4回①10人②35人③14人④5人 シニア(ブレ)生き方健康講座 /24回/延べ470人 ワーク・ライフ・バランスの推進により、市内事業所や市民の意識啓発を図った。	A	協働推進課	B
			チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供	-	チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供	チラシやパンフレットを窓口に設置し、商工会へ情報提供を行った。	B	産業観光課	B
			目標設定困難	-	引き続き、18歳までのすべての子どもとその家庭の相談に応じ、子どもや保護者のストレス軽減に努めます。	18歳までの子どもや保護者の悩みやストレスの軽減を図るために相談窓口を開設し、必要に応じて関係機関との調整、支援を行った。	B	子ども育て支援課	B
			女性が育児のために仕事を辞めることのないよう、保育所等における保育サービスを実施するとともに、待機児童の減少を目指す。	-	現在、待機児童(21人)の多くが1歳児(16人)であることから、育児休業明けに保育園が利用しやすいように、1歳児の待機児童の減少を目指す。	保育園入所を希望する保護者に対し、保育コンシェルジュや職員が丁寧に児童の状況や希望園等を伺い、入所を希望する園に募集がなくても、空きのある園の情報提供をする等、待機児童の解消に努めた。 令和6年度は1歳児の待機児童が多かったことから、新たに令和7年4月から小規模保育所の空き教室を活用して緊急1歳児受入事業を実施し、待機となった児童を緊急的に預かり、待機児童の解消を図ることとした。 令和7年度4月1日現在待機児童 18人(旧定義)0人(新定義)	A	子ども育成課	A
			交流会の開催回数	年12回以上	各地域包括支援センターにおいて、家族介護者交流会をそれぞれ4回、合計で12回開催する。	各地域包括支援センターにおいて、家族介護者交流会を合計で18回開催した。	A	高齢福祉課	B
14	特に支援を要する市民に対する支援の充実	生活上の困難を抱えるひとり親家庭、障害者とその介助者等が経済的に自立するため、就労に向けた技能取得や相談等の支援を行います。また、こうした市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、相談の機会を設ける等の支援を行います。	(1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講する。 (2)相談内容の達成度を評価する。	(1)年1回以上 (2)60%程度	引き続き広報活動により市民への周知を図り、府内外で開催される研修等を受講し、支援の充実を図る。 (1)年1回 (2)60%程度	令和6年度婦人相談員会議及び研修に参加 (1)1回 (2)60%程度	B	福祉総務課	B
			専門研修の受講人数	1名受講	1名受講	東京都実施の情報交換会に市職員及び障害者就労支援センター職員が参加し、他機関との情報交換を行い、支援に係る知識の向上に努めた。	B	障害福祉課	E
			自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金事業で経済的な自立や就労支援を行う。	自立支援教育訓練給付金2名 高等職業訓練促進給付金6名	引き続き、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金事業で経済的な自立や就労支援を行っていく。 自立支援教育訓練給付金2名 高等職業訓練促進給付金3名	生活上の困難を抱えるひとり親家庭等の子育て世帯が経済的に自立できるようするため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の助成事業を実施した。 自立支援教育訓練給付金2名 高等職業訓練促進給付金1名	B	子ども育成課	A
			相談員が被保護者対象に随時相談受付	相談件数1,100件	対象者の技能習得や相談等の支援の質の向上と本人の能力にあった就労支援等を実施する。	相談者の技能習得や就労支援を実施した。 相談件数543件 就労による生活保護廃止者数5件	B	生活福祉課	B

3 働く場での男女共同参画の推進

① 市役所での男女平等意識の醸成

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標 1									
15	職員への男女平等研修の実施	市職員に男女平等意識を定着させるため、研修を行います。また、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を行います。	(1)府内研修 年1回（40名程度）実施 (2)派遣研修 3名から4名を派遣	(1)府内研修 年1回（40名程度）実施 (2)派遣研修 3名から4名を派遣	協働推進課と連携するなどし、引き続き府内研修及び派遣研修を実施し、職員の意識と知識向上に努める。	(1)令和6年度は府内研修を実施しなかった。 (2)東京都市町村職員研修所へ9人（人権啓発研修5人、男女共同参画研修4人）の研修派遣を行った。	B	職員課	B
16	育児・介護休業取得に向けての環境づくり 【重点事業】	市職員が育児・介護休業を取得しやすい環境にするため、育児・介護休業関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図ります。特に、女性職員に比べて実績が少ない男性職員の育児・介護休業取得を促します。	男性市職員の育児休業の新規取得対象者に対する取得者の割合	15% (5年平均)	更なる取得率の向上に取り組む。 育児休業等についての資料を各課に配布し、事前に制度の周知を図る。 特に、該当の職員及び所属長に対し、より積極的な周知を図る。	令和6年度（単年度）における取得率は60.0%であった。（対象者5人中3人取得。平均取得日数30.6日） 新たに取得可能となった男性職員及び所属長に対し、各種制度を紹介した冊子「健やかな成長を願って」を配布し、育児休業の説明をするなど、取得促進を図った。また、子育て部分休暇の新設等の各種制度の改善を行った。	A	職員課	A

② 働く場での男女平等意識の醸成

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標 1									
17	市民・事業者に向けた情報提供	就労の場における男女平等の取扱いを徹底するとともに、就労形態による差別を防止するため、市内事業者に対して各種制度や多様な働き方に関する情報提供を行い、均等待遇に向けた理解を促します。市民に対しては、多様な労働形態についての情報提供を行います。	チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供	—	チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供	チラシやパンフレットを窓口に設置し、商工会へ情報提供を行った。	B	産業観光課	B
18	職場環境の見直し、意識改革の推進	市民が自ら希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現させることを支援するため、国や東京都等の関係機関との連携により、市内事業所の労働時間の柔軟な取扱いの推進や育児・介護休業取得環境の整備等の取組への支援と啓発を行います。	チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供	—	チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供	チラシやパンフレットを窓口に設置し、商工会へ情報提供を行った。	B	産業観光課	B

③ 男女共同参画に取り組む事業者への支援

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標 1									
19	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定 【重点事業】	ワーク・ライフ・バランス推進事業所を認定し、市内・市外へPRを行います。認定企業をPRすることで、ワーク・ライフ・バランスの導入について支援とより一層の充実を図ります。	認定企業数	合計5企業	引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度の認知度を向上させ、認定事業所を増加させる。	令和6年度10事業所認定（新規4事業所、更新6事業所。合計認定事業所数18事業所） パンフレットを作成し、商工会会員等に周知 男女共同参画センターゆーあい（情報コーナー）にて認定企業をPR	A	協働推進課	A

基本目標2 あらゆるハラスメントの根絶

1 各種ハラスメントの防止と被害者支援

① 各種ハラスメントの未然防止のための意識の醸成

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		目標	令和6年度			自己評価	事業担当課	前年度 自己評価
			目標の内容	目標値		実施内容	自己評価				
基本目標2											
20	あらゆるハラスメント防止に向けた広報・啓発	市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの各種ハラスメント行為の防止に向けて、市報や、ホームページなどを活用して意識啓発するとともに、市内事業所に対して啓発を行っていきます。	(1)啓発活動(パネル展等) (2)情報誌の発行	(1)年1回 (2)-	(1)パネル展示、図書展示/年1回 (2)情報誌発行/年3回	(1)パネル展示、図書展示/各年2回（アンコンシヤスバイアス無意識の思い込み、DV(実施期間：令和6年8月、11月)） (2)情報誌発行/3回	B	協働推進課	B		
21	府内等におけるあらゆるハラスメント対策【重点事業】	就労の場（市役所）、教育の場（学校）におけるあらゆるハラスメントの発生防止に向けて、市職員及び教職員に対する各種ハラスメント防止研修等を実施します。	(1)職員研修の実施 (2)参加率	(1)受講人員 全職員 (2)100%	引き続き管理職に対する当該研修を継続し、ハラスメントのない職場づくりを醸成とともに、今後は係長以下の職員に対する当該研修の実施を進めていく。	令和6年度におけるハラスメント関係研修は、人材マネジメント研修内でハラスメント防止に触れる形で、管理職を対象に実施し35人が受講した（受講率56%）。また、ハラスメント対策に資するものとして、新たに実施したアンガーマネジメント研修に38人が受講した。 派遣研修については東京都市町村職員研修所が実施する課長新任研修（公務員倫理・ハラスメントの防止・メンタルヘルス）～4人、係長新任研修（公務員倫理・ハラスメントの防止・メンタルヘルス）～7人をそれぞれ派遣した。	B	職員課	C		
			(1)研修を年1回開催 (2)参加率	(1)年1回 (2)100%	(1)研修を年1回開催 (2)100% を継続する。	(1)研修を年1回開催 (2)100% を継続して実施した。	B	教育指導課	B		

② 早期発見と各種ハラスメント被害者への支援

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		目標	令和6年度			自己評価	事業担当課	前年度 自己評価
			目標の内容	目標値		実施内容	自己評価				
基本目標2											
22	セクシュアル・ハラスメント・性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為の被害者が二次被害を受けることを防ぐため、相談員の資質向上に努めるとともに、プライバシー保護に配慮した相談窓口の運営や臨床心理士等による相談の実施について検討します。	(1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講する。 (2)相談内容の達成度を評価する。	(1)年1回 (2)60%程度	(1)臨床心理士による相談は実施予定はない。引き続き配慮が必要な相談等には個室相談を実施し、危険回避を図る。 (2)年1回 (2)60%程度	配慮が必要な相談等には個室相談を実施し、危険回避を図った。 (1)年1回 (2)60%程度	B	福祉総務課	B		
23	府内等におけるあらゆるハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	就労の場（市役所）、教育の場（学校）において各種ハラスメントが発生した場合には、被害者からの相談を受けて迅速に対応することのできる苦情処理体制を整備します。	苦情、相談等があった場合に迅速かつ適切に処理することが事業の目標であるため、数値目標を設定することは適当ではない。	-	武藏村山市職員ハラスメント防止の指針に基づき、引き続き苦情相談・苦情処理体制の充実を図る。	ハラスメントの相談等に対し、迅速かつ適切に対応した。	B	職員課	B		
			目標設定困難	-	各種ハラスメント相談窓口について、校長会や初任者研修の機会等にて継続して周知し、相談対応を行う。	各種ハラスメント相談窓口について、継続して周知を行うとともに、相談対応を実施した。	B	教育指導課	B		

2 配偶者等からの暴力防止と被害者支援

① 人権尊重と暴力の未然防止のための意識の醸成

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度			自己評価	事業担当課	前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容				
基本目標2										
24	人権尊重教育の推進	子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高めるため、人権教育や男女平等に関する資料等を活用し、人権尊重教育を推進します。	人権擁護委員による人権教室の開催回数	年3回	年3回	5回開催 実施日：令和7年2月18日（3回）・19日（2回） 実施場所：市立第五中学校 対象者：市立第五中学校1年生（5クラス/178人）	B	秘書広報課	B	
25	DVについての関係者の理解促進	DV被害を発見する可能性の高い学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DVについて理解を深める機会を提供します。	特別の教科 道徳の授業実施数	年35回	年35回実施	35回	A	教育指導課	A	
26	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	DVやデートDVに対する正しい認識を定着させるため、特に若年層を中心に、市民に対して様々な機会を捉えて積極的な広報・啓発活動を行います。	啓発活動（パネル展等）	年1回	パネル展示、図書展示/各1回	パネル展示、図書展示/各1回（実施期間：令和6年11月）	B	協働推進課	B	
27	あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進 【重点事業】	就労の場、教育の場、地域活動の場など市内のあらゆる場における、あらゆる暴力や性犯罪の発生を防止し、被害の相談窓口についての周知を強化します。特に、市内事業所の事業主及び従業員に対して積極的な啓発を行います。	(1)啓発活動（パネル展等）の実施回数 (2)理解度	(1)年1回 (2)70%	(1)年1回 (2)70%	パネル展示/2回「幸せな恋愛をするために知っておこう デートDVって何？」（実施期間：令和6年11月9日（デエダラまつり）、令和7年1月）情報誌64号（11月発行）記事掲載	B	協働推進課	B	
28	児童虐待防止に向けた見守り体制の強化	児童虐待防止に取り組み、支援や見守り体制を強化します。	性情報の取扱いについての授業を実施した数	年1回以上	年1回実施	自分を大切にすること、体と心の成長についてや、SOSの出し方など、発達段階に応じた指導を行った。	A	教育指導課	A	
29	メディア・リテラシーの育成とネット上での人権侵害の防止に向けた啓発の推進	メディアの多様化や新たなメディアの普及により、これまでに比べて膨大な量の情報を受け取ることができ、性的表現や暴力表現が市民の目に触れやすくなっています。本市を含めた行政機関が作成する広報・出版物は、その表現が社会的基準とみなされることを踏まえ、使用する表現に十分配慮します。多くの市民が各種メディアから発信される大量で多様な情報を自分自身で取捨選択する能力（メディア・リテラシー）を身に付けることができるよう、学習機会を提供します。また、子どもの目線に立った学習ができるよう、親子参加型の講座を実施します。	(1)啓発活動（パネル展等）の実施回数 (2)人権相談の認知度	(1)年1回 (2)70%	(1)年1回 (2)70%以上	(1)パネル展示、図書展示/各1回（DV）（実施期間：令和6年11月） 外部連携パネル展/1回（Wリボン）（実施期間：令和6年11月26日～12月3日） (2)－	B	協働推進課	B	
			啓発活動（図書展示等）	年1回	新聞切り抜き（毎日）、パネル展示、図書展示/各1回	(1)1回開催 実施期間：令和6年12月4日～10日 (2)－	B	秘書広報課	B	
			公民館講座実施回数	年1回	参加者同士のコミュニケーションの大切さを親子で学ぶ機会を提供するとともに、さらに体験活動を通して、日常の生活の中で活用できる知識や技術を学べるよう更なる講座内容の充実を図る。	「今、話題のchatGPTを賢く使うには」を実施した。chatGPTを賢く使うための基本的な知識を習得し、設定から作成するまでを学ぶ中でメディア・リテラシーの育成も行った。	B	子ども子育て支援課	B	
							B	文化振興課	B	

② 早期発見と暴力被害者への支援

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標2									
30	相談業務の充実	DVに関する相談、情報提供窓口を広く周知するとともに、迅速かつ的確に対応でき、きめ細かい配慮のある相談支援体制を整備します。相談窓口等において、相談員を中心とする職務関係者からの二次被害が生じないようにするために、あらゆる職務関係者の資質向上に努めます。	(1)こころの保健室実施回数 (2)法律相談実施回数	(1)毎月1回 (2)毎月2回	(1)毎月1回 (2)毎月2回	(1)毎月1回こころの相談室/相談件数15件 こころのオンライン相談(9月～)/相談件数5件 (2)毎月2回/相談件数44件	B	協働推進課	B
31	被害者の状況に応じた相談機能の充実	外国人や高齢者、障害者など、多様な状況の被害者に応じた相談体制を整備し、あらゆる被害者への相談に応じます。	(1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講する。 (2)相談内容の達成度を評価する。	(1)年1回 (2)60%程度	協働推進課による周知活動とともに啓発グッズの設置等事業を継続していく。 (1)年1回 (2)60%程度	窓口に都が作成した啓発カードを設置し、周知を図った。 (1)年1回 (2)60%程度	B	福祉総務課	B
32	健診等による被害者発見時の対応	DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。	(1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講する。 (2)相談内容の達成度を評価する。	(1)年1回 (2)60%程度	窓口に来る市民の多様な状況を支援できるよう柔軟に対応する。 (1)年1回 (2)60%程度	窓口に来る市民の多様な状況を支援できるよう柔軟に対応した。 (1)年1回 (2)60%程度	B	福祉総務課	B
			専門研修の受講	1名受講	1名受講	障害者の虐待対応及び防止に係る研修会に市職員1名が参加し、支援の充実に努めた。	B	障害福祉課	E
			目標設定困難	—	相談体制の更なる充実により、相談業務の質を向上させる。	あらゆる被害者からの相談に応じ適切に対応した。	B	生活福祉課	B
32	健診等による被害者発見時の対応	DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。	随时対応	—	随時対応	訪問、面接等におけるDV等の相談件数は1件だった。当該ケースにおいては、子ども家庭支援センター係の協力のもと、警察に対応を求めた。	B	子ども子育て支援課	B
33	被害者発見時の通報の周知	市民や学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DV防止法に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。	(1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講する。 (2)相談内容の達成度を評価する。	(1)年1回 (2)60%程度	婦人等自立支援相談員を通じ、被害者に対して円滑な保護対策を講じる。 (1)年1回 (2)60%程度	婦人等自立支援相談員としてDV防止法に基づき、被害者への対応にあたった。 (1)年1回 (2)60%程度	B	福祉総務課	B
			各種関係機関との連携を強化し、問題発生時に速やかに対応できる体制作りを進める。	—	各種関係機関との連携を強化し、問題発生時に速やかに対応できる体制作りを進める。	各種関係機関との連携を強化し、問題発生時に速やかに対応できる体制作りを進めた。	B	教育総務課	B
			校長会において周知	年1回以上	年1回実施	校長会において周知を行い、校長から教員に対して対応の共通理解を図った。	A	教育指導課	A

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標2									
34	被害者の安全確保	保護を求める被害者の安全確保を図るため、緊急一時保護施設（シェルター）を活用します。	(1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講する。 (2)相談内容の達成度を評価する。	(1)年1回 (2)60%程度	避難のため緊急一時保護施設（シェルター）を活用する。 (1)年1回 (2)60%程度	安全確保のため、被害者に十分な注意説明を実施した。 (1)年1回 (2)60%程度	B	福祉総務課	B
			緊急一時保護施設数	2か所	引き続き、個人情報の取扱いに十分注意しながら、関係各課との連携を強化して被害者が安心して生活できる環境づくりを整備していく。	2か所	B	子ども子育て支援課	B
35	特に支援を要する様々な被害者への対応	特に支援を必要とする外国人、高齢者、障害者等の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の活用について検討します。	(1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講する。 (2)相談内容の達成度を評価する。	(1)年1回 (2)60%程度	福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設を活用する。 (1)年1回 (2)60%程度	本人の抱える様々な要因に対し、支援安全確保のため、複数の制度の併用や被害者に十分な注意説明を実施した。 (1)年1回 (2)60%程度	B	福祉総務課	B
			※内容の性質上、定性・定量の目標設定は馴染まない。	—	支援を必要とする高齢者の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、引き続き保護施設の確保に努める。	支援を必要とする高齢者の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、保護施設を確保した。	B	高齢福祉課	B
			地域相談支援事業所の設置	1か所	検討	1か所設置	B	障害福祉課	E
			福祉施設等との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行う。	—	福祉施設等との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行う。	福祉関係者との連携を図り、確実な保護を実施した。	B	生活福祉課	B
36	被害者への対応に対する留意	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等の取扱いには十分留意します。また、住民基本台帳の情報に基づいて事務処理を行う部署においても、情報管理を徹底します。	被害者の個人情報の取扱いには気を付けて、関係各課で連携しながら業務をこなしていく。	—	被害者の個人情報の取扱いに十分注意しつつ、関係各課の連携を強化し、被害者が安心して生活できる環境づくりを整備する。	被害者の個人情報の取扱いに十分注意しつつ、関係各課の連携を強化し、被害者が安心して生活できる環境づくりに努めた。	B	全課	B
37	子どもがいる家庭に対する支援	子どもがいる被害者が子どもとともに安心して生活できるようにするため、学校や保育園等の関係機関との連携により、子育てや教育相談体制を充実させます。また、被害等により子どもを通常どおり就学させることが困難な家庭に対して、就学の援助や相談を行います。	目標設定困難	—	引き続き、学校や保育園等の関係機関と連携し、子供が教育や保育が受けられる体制を整えます。	個人情報の取扱いには十分注意し、要支援者の場合には適切な支援を行うことができるよう、子ども家庭支援センター内で情報の共有を行った。	B	子ども子育て支援課	B
			目標設定困難	—	母子相談員等の関係機関との連携を図り、保育所入所が必要な児童の優先入所の現行体制を継続する。	母子相談員等と連携を図り、保育所入所が必要な児童の優先入所に向け適切に実施した。	B	子ども育成課	B
			就学援助後の申請の際に市が作成している子育てサポートのパンフレット等を配布する。また、窓口に備え付け、必要に応じて情報提供を行う。	—	必要に応じて就学援助費支給申請後に、市が作成している子育てサポートのパンフレット等を配布する。	必要に応じて就学援助費支給申請後に、市が作成している子育てサポートのパンフレット等を配布した。	B	教育総務課	B

③ 関係機関との連携体制の強化

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標2									
38	関係機関との連携強化	DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。必要に応じて、関係機関による行政機関等連絡会を開催します。	(1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講する。 (2)相談内容の達成度を評価する。	(1)年1回 (2)60%程度	行政機関等連絡会の開催及び関係機関との連携強化を図る。 (1)年1回 (2)60%程度	行政機関等連絡会は開催できなかったが、各関係機関とは密に連携した。 (1)年1回 (2)60%程度	B	福祉総務課	B
			連絡会等の開催回数	年12回以上	弁護士、福祉専門職、社会福祉協議会、市等が参加する高齢者の権利擁護に係る会議を開催し、引き続き情報共有及び連携を図る。	弁護士、福祉専門職、社会福祉協議会、市等が参加する高齢者の権利擁護に係る会議を12回開催し、情報共有及び連携を図った。	B	高齢福祉課	B
			関係機関及び事業者との連絡会議開催数	年3回開催	年1回開催	定期的な会議等は開催していないが、対象者の状況に応じて、関係機関との情報共有を行い、連携に努めた。	D	障害福祉課	E
			福祉関係者との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行う。	—	福祉関係者との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行う。	福祉関係者との連携を図り、確実な保護を実施した。	B	生活福祉課	B

基本目標3 誰もが平等を実感できるまちづくり

1 男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消

① 生活の場での男女平等意識の醸成

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		目標	令和6年度			前年度 自己評価
			目標の内容	目標値		実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標3									
39	男女平等に関する各種情報の提供 【重点事業】	多くの市民が男女平等についての認識を持ち、固定的な性別役割分担の意識を解消することを目指して、市民への啓発を積極的に進めます。特に、男性の意識改革に向けて啓発の強化を図ります。	(1)A パネル展の開催回数 (2)満足度	(1)A 10回 B 30企業 (2)70%	(1)A センター内にてパネル展開催/10回 B 情報誌63号(1,000部) 6月発行 情報誌64号全戸配布(15,000部)12月発行 情報誌65号 (1,000部) 3月発行 (2)ワーク・ライフ・バランスの推進により、市内事業所や市民の意識啓発を図る。	(1)A センター内にてパネル展開催/10回 デエダラまつりにてパネル展開催/1回 B 情報誌63号(1,000部) 6月発行 情報誌64号全戸配布(15,000部)11月発行 情報誌65号 (1,000部) 3月発行 (2)ワーク・ライフ・バランスの推進により、市内事業所や市民の意識啓発を図った。	B	協働推進課	B
40	男女共同参画週間事業の実施	固定的な性別役割分担意識やジェンダーに捉われず、男女平等の意識を持って日常生活を送ることの意義について啓発します。	啓発活動 (パネル展等)	年1回	緑が丘ふれあいセンター内のパネル展示、図書展示、ホームページ、SNSで啓発 ワークライフバランスの推進により、市内事業所や市民の意識啓発を図る。	緑が丘ふれあいセンター内のパネル展示、図書展示、ホームページ等で啓発を行った。 ワーク・ライフ・バランスの推進により、市内事業所や市民の意識啓発を図った。	B	協働推進課	B
41	学習機会の提供の充実 【重点事業】	多くの市民が生涯学習を通じて多様な知識や考え方を身に付け、ひいては男女平等、人権尊重、ワーク・ライフ・バランス等に対する認識を深めることで、より充実した人生を送ることができるよう、誰もが参加しやすい学習機会の提供に取り組みます。	(1)講座の開催回数 (2)参加率	(1)年5回以上 (2)90%	(1)健康講座、心と身体の息抜きタイム、シングルマザーおしゃべり会、ジェンダーカフェ (パパと子対象・男性対象) /計37回 (2)参加率/80%	(1)健康講座24回、心と身体の息抜きタイム4回、シングルマザーおしゃべり会4回、ジェンダーカフェ3回/計35回 (2)参加率/56%	A	協働推進課	B
42	男女平等の視点での市刊行物への留意	本市が広報・出版物で情報を作成する際には、男女平等の視点に配慮して、ジェンダーに捉われず人権を尊重した表現を用いることに十分留意します。	男女共同参画担当課である協働推進課が率先して意識づくりを行い、各課に対し配慮を促していく。	—	市報、ホームページ等による男女平等の啓発を行うことにより、市民のジェンダー平等に対する意識醸成を行う。	市報、ホームページ等による男女平等の啓発を行うことにより、意識醸成を図った。	B	全課	B

② 学校での男女平等意識の醸成

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		目標	令和6年度			前年度 自己評価
			目標の内容	目標値		実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標3									
43	教職員研修	教職員が男女共同参画について十分に理解した上で児童・生徒の指導に当たるようにするために、初任者研修や十年経験者研修、OJT等において「人権教育プログラム」(東京都教育委員会)等を活用した研修を行います。	(1)法定研修開催回数 (2)OJT研修実施校	(1)2回以上 (2)14校	(1)法定研修開催回数 2回以上 (2)OJT研修実施校 14校	(1)初任者研修や中堅教諭等資質向上研修Ⅰの人権における研修の中で取り扱った。各1回 (2)人権教育推進委員会での指導内容をもとに、各校で人権委員から研修を行った。	A	教育指導課	A
44	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識に捉われず、主体的に進路(職業)を選択する能力・態度を育むため、各学校で人権尊重等の視点からの生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行っています。	男女平等の視点に基づき生活指導、進路指導、職場体験等を行う。	—	男女平等の視点に基づき生活指導、進路指導、職場体験等を行う。	男女平等の視点に基づき生活指導、進路指導、職場体験等を行った。	B	教育指導課	B

2 性の多様性の尊重

○ 性の多様性に関する意識の醸成

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標3									
45	年代に応じた性教育の推進	性別による身体について十分に理解し、性自認や性的指向に対する正しい知識を身に付けるようするため、学校等において性についての認識を育てる学習の充実に努めます。	LGBTに関する授業について実施した学校数	14校	市内14校でLGBT、性自認・性的指向に関する授業を実施する。	発達段階に応じて市内14校で指導を行った。	A	教育指導課	A
			啓発活動(パネル展示等)	年1回以上	LGBTQ、SOGI、ジェンダーの啓発、パネル展示年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展/2回（実施期間：令和6年7月、11月9日（デエダラまつり）） ・アンケート（令和6年11月9日デエダラまつり） ・若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業実施 	A	協働推進課	A
46	性の多様性に関する理解の促進【重点事業】	性の多様性を取り巻く人権課題について市民の理解と配慮を促します。また、パートナーシップ制度等の具体的な施策について検討します。	性的少数者に対する直接的支援	実施	(1)市民の意識醸成を図る。 (2)LGBTQ、SOGI、ジェンダーに関する意識醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展/2回（実施期間：令和6年7月、11月9日（デエダラまつり）） ・図書展示（実施期間：令和6年7月） ・LGBTQ相談実施（令和6年12月）/2回/2人 ・市報1月15日号記事掲載（東京都パートナーシップ宣誓制度） ・若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業実施 	A	協働推進課	A
47	小・中学校における個別支援	性的少数者である児童・生徒の人権を擁護するため、支援を要する児童・生徒の状況に応じて個別の対応を図ります。	研修実施回数	1回以上	性的少数者である児童・生徒の実態を把握するとともに、適切な個別の対応がとれるよう、教職員の理解を一層推進するための研修会を実施する。	人権教育推進委員会において、対象となる児童・生徒からの相談があった場合の対応について指導を行った。個別の対応について実施している。	A	教育指導課	A

3 ライフステージに対応した健康支援

① 健康づくりのための意識の醸成

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度			自己評価	事業担当課	前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容				
基本目標3										
48	学習機会の提供の充実	健康づくりに関する講座や講演会等を開催して、市民に対する学習機会の提供と健康づくりの支援を行います。講座や講演会等の開催に当たっては、多くの市民が学習できるようにするために、広報手段の充実や内容、実施時間の見直しを行います。また、子育て中の市民の参加を支援するため、託児付きの事業を実施します。	講演会実施回数	3回	講演会の講師を務める武藏村山病院等の状況を確認しながら開催を検討していく。	講演会の講師を務める武藏村山病院から、開催できない旨通達があったことから中止とした。	E	子ども子育て支援課	E	
49	心とからだの健康づくりの推進 【重点事業】	男女が健康な状態で暮らすことができる社会の実現を目指し、食事や健康管理に関する講演会等を開催して、健康意識の普及・充実を図ります。また、気軽に参加できるスポーツ事業の開催や学校の体育施設の地域開放、総合体育館の事業の充実により、市民の体力の向上を図ります。	健康教室事業等の参加者数	660人/年	参加者の拡充を図るべく、ヨガ体操教室及び肩こり腰痛予防教室の一部を夜間・休日に開催し、事業の充実に努める。また、教室の内容を一部変更し、市民の方が参加しやすく関心の持てる内容をする。	下記のとおり健康教室を実施 ・健康寿命をのばそう教室 ・ヨガ体操教室 ・骨粗しょう症予防教室 ・ピラティス教室 ・ウォーキング教室 ・肩こり腰痛予防教室 ・女性のための健康づくり教室 延べ参加人数152人	C	健康推進課	C	
			(1)市主催事業の参加者数 (2)総合体育館の利用者数	(1)延べ 6,000人 (2)延べ 92,000人	スポーツの持つ楽しさや心身の健康の保持増進、体力の向上に与える影響等を考慮し、全ての市民にスポーツを実践する機会や環境を提供していく。	(1)・心身障害者（児）グラウンド・ゴルフ教室 【参加者数】28人 ・武藏村山市歩け歩け大会 【参加者数】206人 ・武藏村山市スポーツ都市宣言記念事業「いきいきわくわくスポーツ教室」 【参加者数】103人 ・ふれあいスポーツ大会 【参加者数】約800人 ・駅伝競走大会 【参加者数】718人 【参加者数合計】1,855人 (2)個人開放・トレーニング室・自主事業・無料施設利用（ランニング走路・幼児体育室）等 【利用者数】79,153人	C	スポーツ振興課	C	
50	更年期を理解するための情報提供	更年期における男女の体調の変化等に対する正しい知識の普及を図るとともに、更年期に伴う症状の理解や症状の緩和についての啓発活動を実施します。	電話相談随時対応。市報掲載・ホームページ掲載	—	引き続教室や検診を通して女性の健康づくりに関する知識の普及啓発を行う。	「女性のための健康教室」を実施し、ライフステージに応じた女性の健康づくりについて普及啓発を行った。 参加人数 7人	C	健康推進課	C	

② 健康づくりのための支援

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標3									
51	健康相談の充実	各種疾病の予防や日常の健康等に関する正しい知識を普及するとともに、市民の健康に対する関心を高めるため、健康相談を行います。また、相談を必要とする市民に情報が届くように、広報手段を充実させます。	(1)年5回骨密度相談を開催する。市報・ホームページで周知・電話相談隨時対応。 (2)相談者数	(1) 5回開催 (2)150人/年間	骨の状態をチェックし、その結果に基づき保健相談や栄養相談を実施することで市民の健康づくりにつなげる。	(1)年5回開催 (2)75人/年間	C	健康推進課	C
52	妊娠婦のための相談体制の充実	妊娠婦が抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させます。市報や母子健康手帳交付時の面接を活用して、相談を必要とする市民に広く周知します。	健診等実施回数	妊娠健診14回、乳幼児健診18回、乳幼児歯科健診12回、各種教室9回～12回、マタニティクラス6回（年間）	母子手帳交付時の妊娠面接や産婦健診、乳幼児（歯科）等健康診査、その他離乳食教室、マタニティークラス（両（母）親学級）、乳幼児歯科相談等を実施し、健康についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、健康に関する相談を実施する。広く市民に普及啓発を図れるよう積極的に情報提供を行っていく。	妊娠健診14回、乳幼児健診18回、乳幼児歯科健診12回、各種教室 6回～18回（年間）	B	子ども子育て支援課	B
53	女性に対する健（検）診事業の充実	女性特有のがん検診や健康診査について、内容や広報の充実に努めるとともに、働く女性が受診しやすいよう健（検）診の在り方を検討します。	(1)土曜日に検診を設定する。最寄りの地域で受診できるように、委託医療機関を確保する。 (2)乳がん・子宮頸がんの健診受診率(成人保健)	(1)延べ8医療機関 (2)各回400名程度 乳がん 50% 子宮頸がん 20%	例年どおり対象の方にはクーポンを発送し、女性特有のがん検診について周知に努める。また、市報・ホームページで周知を図る。	(1) 7医療機関 (2)子宮がん12.3% 乳がん 15.1% ※受診率は、隔年検診のため。前年度及び当該年度の受診者数を当該年度の受診対称人員で除した数としている。	C	健康推進課	C
54	疾病の予防と健診事業の充実	各種がん検診や健康診査の実施、健康に関する情報を提供することにより、がん等の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、疾病に対する市民の正しい理解を支援します。また、健（検）診の対象者に情報が届くように、広報手段を充実させます。	(1)実施医療機関43か所 (2)各種がん検診、特定健診の受診率向上	(1)43医療機関 (2)特定健診60%・胃10%・肺10%・大腸15%・子宮20%・乳50%	節目年齢を対象とする無料クーポン券送付とともに、市報・ホームページでも周知に努め、各種がん検診を実施していく。	(1)46医療機関 (2)特定健診46.0%・胃5.7%・肺6.3%・大腸7.5%・子宮12.3%・乳15.1% ※子宮がん検診及び乳がん検診の受診率は、隔年検診のため。前年度及び当該年度の受診者数を当該年度の受診対称人員で除した数としている。	C	健康推進課	C

4 多文化共生の推進

○ 国際交流・理解の推進

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				自己評価	事業担当課	前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容					
基本目標3											
55	国際交流の推進と国際理解の促進	市民一人一人が外国や外国人との間でお互いの文化や習慣を理解し、尊重し合える関係づくりを支援します。市民同士の包括的な交流の推進という面で重要な意義を持つ国際姉妹都市提携の実施に向けて、取り組んでいきます。	横田基地英語ツアー開催数	年1回	市内の高校生を対象に横田基地英語ツアーを1回開催し、多文化交流を図る。	・市内在住・在学の高校生を対象として、横田基地英語ツアーを令和6年8月23日に開催し、多文化交流を行った。 参加者数20人 ・国際理解講座1回開催（令和7年2月15日）。 参加者数9人	B	協働推進課	B		
			学校間交流実施校数	14校	14校	東京都国際交流コンシェルジュの活用により、海外の学校とオンラインでの交流を実施した。	B	教育指導課	B		
			オリンピック開催に合わせてモンゴル国から子どもたちを招待し、本市の子どもたちと競技観戦し両国の選手を応援するなどして、交流を促進する。	実施	モンゴル国文化に触れる機会の創出を目的として、モンゴル料理教室を実施する。	令和7年2月に1回、3月に1回、計2回モンゴル料理教室を実施した。 市内在住・在勤の小学生以上の方が20名参加し、調理前にモンゴル国やモンゴル料理の説明を行い、参加者自身が調理を行うとともに、調理したモンゴル料理を食事しながらモンゴル国の紹介映像を視聴した。モンゴル文化に触れ、理解・関心を高めたことで、今後の交流への機運醸成を図った。	B	企画政策課	B		
56	国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催	世界の女子の境遇を紹介することで、女性の立場を再認識し、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させていきます。	イベント開催数	年1回	緑が丘ふれあいセンター内でパネル展 年1回開催	パネル展・図書展示/各1回（国際ガールズデー） (実施期間：令和6年10月)	B	協働推進課	B		

基本目標4 すべての分野での男女共同参画の推進

1 地域社会での男女共同参画の推進

① 地域での男女平等意識の醸成

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標4									
57	地域における男女平等の啓発 【重点事業】	各種イベントに男女共同参画ブースを出展するなど、地域で啓発活動を実施します。	(1)パネル展（ブース）出展回数 (2)地域における男女平等感	(1)年1回以上 (2)70%	(1)男女共同参画週間パネル展、パネル展でのアンケート実施/1回 (2)外部イベントでの啓発/1回 (3)70%	(1)パネル展(男女共同参画週間)及びパネル展でのアンケート実施/1回(実施期間：令和6年6月) 外部イベントでの啓発/1回（合同防災訓練） (実施期間：令和6年7月6日) (2)－	B	協働推進課	B
58	男女共同参画の推進を担う地域活動団体との連携 【重点事業】	男女共同参画に資する活動を行っている市民団体を洗い出し、支援を行うことで、市民団体の意識を高めるとともに、連携を強化します。	男女共同参画センターと連携して活動する団体数	2団体	2団体	0団体	D	協働推進課	D

② 地域住民の交流促進

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度				前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容	自己評価	事業担当課	
基本目標4									
59	地域活動への支援	ワーク・ライフ・バランスの実践により、市民が趣味や余暇を生かした仲間づくりや地域活動を活発に行い、充実した多彩な暮らしを送ることを支援します。	イベントの開催数	年1回	(1)ふれあいセンターフェスティバルを実施し、地域活動への支援を行う (2)ワーク・ライフ・バランス推進事業所パンフレットの発行及び配布を行い、周知を行う。	(1)ふれあいセンターフェスティバル実施 1回 /3,039人（令和6年9月8日、9日） (2)ワーク・ライフ・バランス推進事業所パンフレットを発行・配布し、周知・啓発した。	A	協働推進課	A

2 防災分野での男女共同参画の推進

① 防災分野での女性参画推進

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度			自己評価	事業担当課	前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容				
基本目標4										
60	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災分野における固定的な性別による役割分担意識の解消のため、消防団への女性の入団を促進します。また、自主防災組織への男女双方の参画を促します。	(1)女性消防団員数 (2)自主防災組織については、あくまで自主的な参画が基本であり、会長の選任等について数値目標を設定するのは困難	(1)10人 (2)一	(1)9人 (2)一	(1)8人 デエグラまつりへのブース出店やステージ上での啓発活動などを実施することで、女性消防団員の入団促進を図った。 (2)一	C	防災安全課	B	

② 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

No.	事業名	事業内容	令和6年度までの達成目標		令和6年度			自己評価	事業担当課	前年度 自己評価
			目標の内容	目標値	目標	実施内容				
基本目標4										
61	男女共同参画の視点による地域防災計画の推進	地域防災計画の見直しに向け、防災会議に女性委員を積極的に登用し、男女共同参画の視点を反映させます。	(1)合計参加者数 (2)会議・意見聴取会の開催回数	(1)8人 (2)年2回	(1)9人/2回 女性委員の比率3割を維持する。 (2)年2回 地域防災計画修正に伴い、防災会議の開催回数を2回とする。	(1)10人/2回 女性委員の比率3割を維持する。 (2)年2回 防災会議を7月（集合）及び3月（書面）により2回実施した。	A	防災安全課	B	
62	避難所における男女共同参画の推進	災害発生時の女性の人権を擁護するため、避難所の運営に女性を参画させるよう検討します。また、避難所管理運営マニュアル作成に際して、女性の意見も反映させます。	(1)合計参加者数 (2)会議の開催回数	(1)10人 (2)年1回	マニュアルに対する女性からの意見聴取回数 年1回	令和6年度においては、地域防災計画改訂にあたり、避難所の運営管理に関して、女性視点からの意見を踏まえて内容の検討を行った。同計画の改訂後、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正も実施していく。	C	防災安全課	A	
63	女性の視点を踏まえた防災講習・イベントの開催	女性の視点を活かした地域防災力の向上のため、男女共同参画に配慮した防災講習やイベントを開催します。	(1)合計参加者数 (2)会議の開催回数 (1)イベントの開催数	(1)10人 (2)年1回 年6回	(1)10人 (2)年1回 パネル展開催 年1回	(1)533人 (2)1回 令和6年度武蔵村山市総合防災訓練において、女性の意見を取り入れて作成した避難所運営マニュアルを活用した訓練を行った。女性参加者のみの集計は困難であり、(1)に示す数字は訓練全体の参加者である。 パネル展/1回（実施期間：令和6年9月） テーマ「わたしの防災リュック」	A B	防災安全課 協働推進課	A B	

IV 推進状況の分析

武蔵村山市第四次男女共同参画計画における各事業施策について、令和6年度（2024年度）の事業実績を整理し、担当課の自己評価を分析します。

（1）評価区分

各事業の目標達成度を計るため、評価区分を設定します。

評価区分	評価内容
A	十分進捗し、大きな成果が得られている
B	概ね進捗し、具体的な成果が得られている
C	事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない
D	不十分で課題が多い
E	事業を実施していない

（2）基本目標別の各課自己評価結果

令和5年度（2023年度）と令和6年度（2024年度）の事業実績を比較し、基本目標ごとに担当課の自己評価数を集計・分析します。

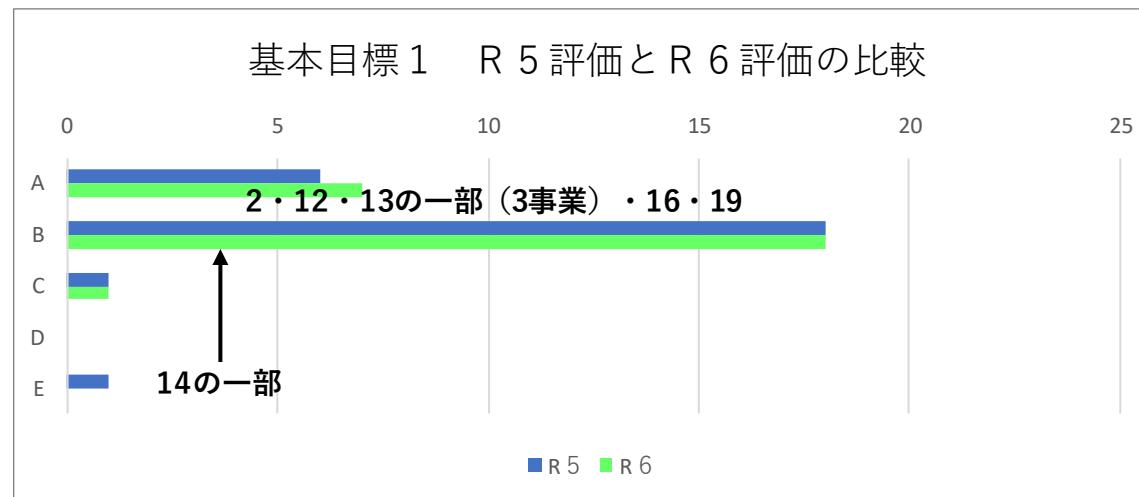
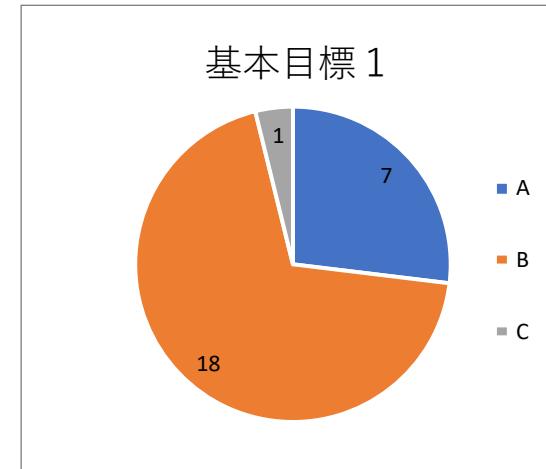
基本目標1 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

〈推進状況の分析〉

前年度と比較し、3事業が評価を上げ、そのうち2事業（No.1・3の一部）はB評価からA評価へ移行し、1事業（No.1・4の一部）はE評価からB評価に移行しました。評価が下がった事業は1事業で（No.1・4の一部）、A評価からB評価へ移行しました。

E評価からB評価に移行したNo.1・4の一部は、東京都が実施した情報交換会に職員が参加し、支援に係る知識の向上に努めたことによる評価です。

No.5は、評価の指標とする審議会等委員の女性参画比率が、前年度から1.1%上昇し、37.5%となりましたが、本計画の目標値である40%に達しなかったため、C評価のままとなりました。本市の政策決定に際し、男女双方の多様な意見を的確に反映するための重要な取組であるため、第五次計画においても、引き続き推進していく必要があります。



このグラフでは、A評価のほか、令和5年度の評価から大きな変化のあった事業No.を示しています。

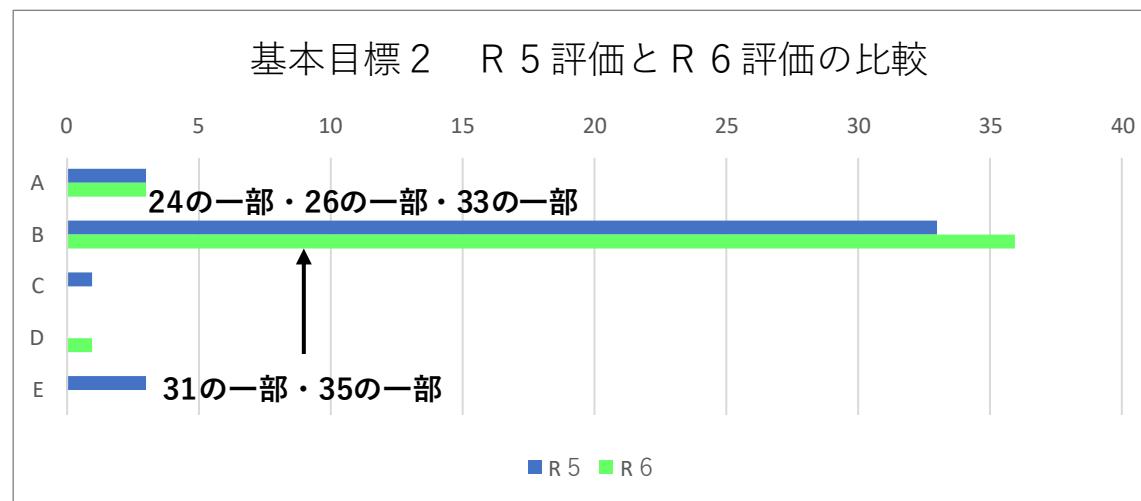
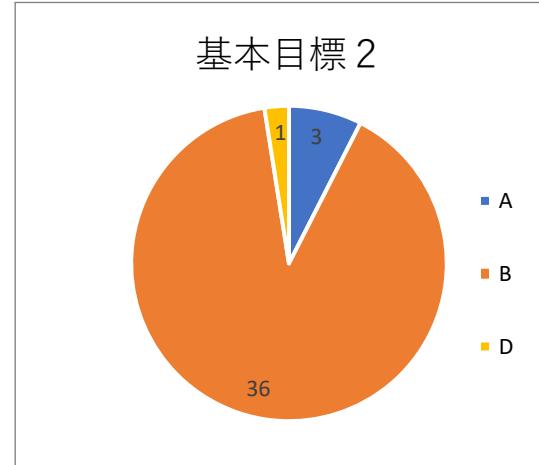
基本目標2 あらゆるハラスメントの根絶

〈推進状況の分析〉

前年度と比較し、4事業が評価を上げ（No.21の一部・No.31の一部・No.35の一部・No.38の一部）、そのうち2事業がE評価からB評価へ、1事業がE評価からD評価へ、それぞれ移行しました。評価が下がった事業はありませんでした。

E評価からB評価に移行したNo.31の一部は、虐待対応及び防止に係る研修会に参加し支援に努めたことによる評価です。

また、同じくE評価からB評価に移行したNo.35の一部は、基幹相談支援センターを設置したことによる評価です。



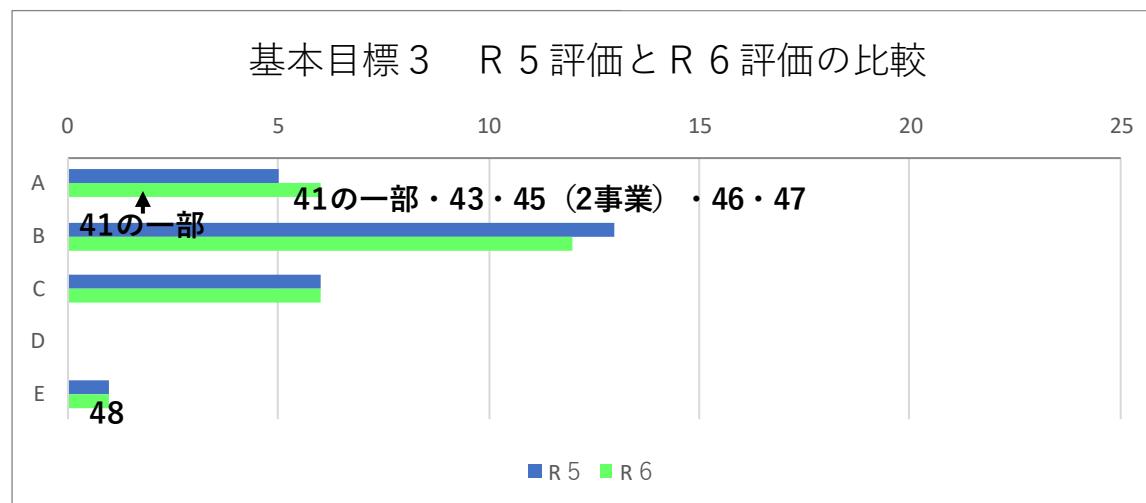
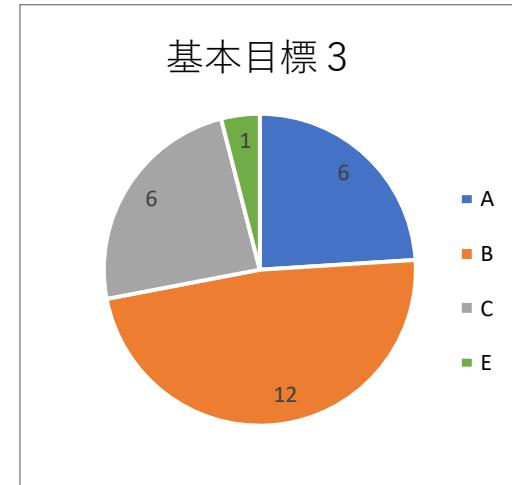
基本目標3 誰もが平等を実感できるまちづくり

〈推進状況の分析〉

前年度と比較し、1事業が評価をあげました（No.4 1の一部）。評価が下がった事業はありませんでしたが、E評価のままとなった事業がありました。

B評価からA評価に移行したNo.4 1の一部は、本計画の目標値として定めていた講座の開催回数を大きく上回ったことによる評価です。

前年度に引き続きE評価となったNo.4 8は、予定していた講演会の講師を務める事業者の都合により講演会を開催することができなかつたことによる評価です。



基本目標4 すべての分野での男女共同参画の推進

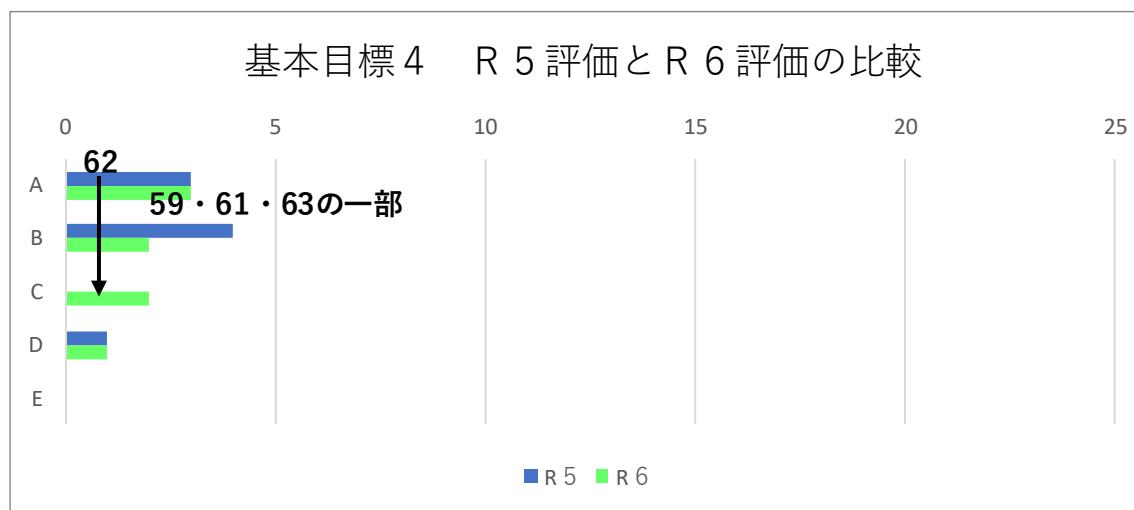
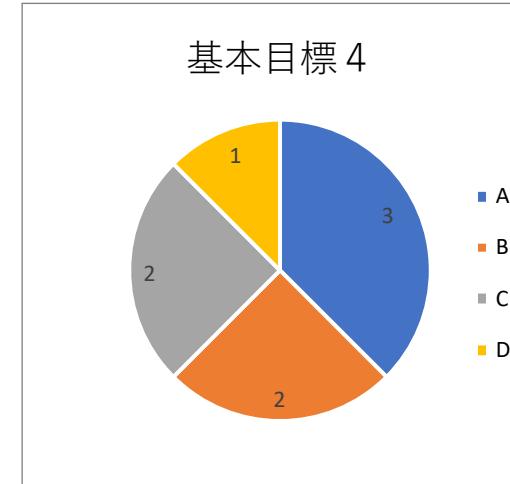
〈推進状況の分析〉

前年度と比較し、1事業が評価を上げ（No.6 1）、2事業が評価を下げました（No.6 0・No.6 2）。

B評価からA評価に移行したNo.6 1は、防災会議における女性委員の参加者数が目標を上回ったことによる評価です。

B評価からC評価に移行したNo.6 0は、入団促進を図ったものの女性消防団員数の目標値を達成することができなかったことによる評価です。

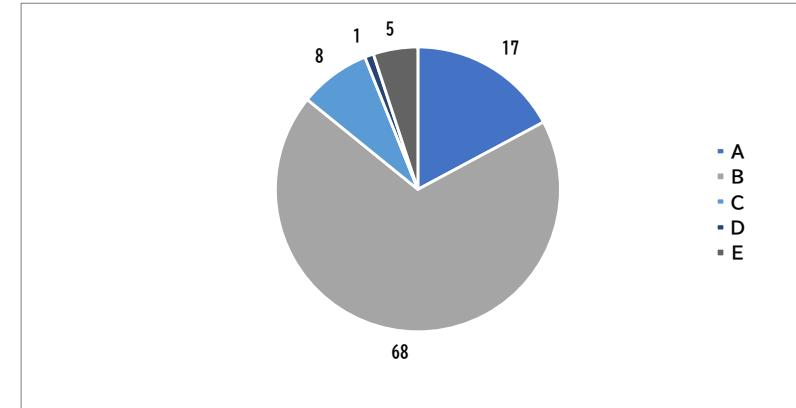
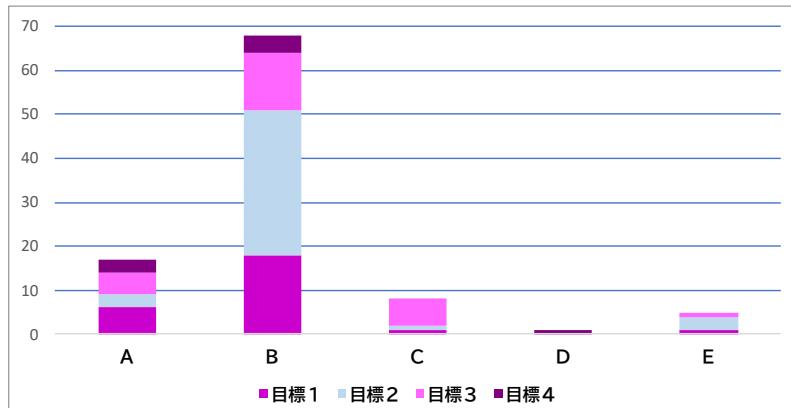
No.5 8は、重点事業に位置付けられていましたが、D評価のままとなりました。このことを踏まえて、第五次計画では、事業内容の見直しが行われています。



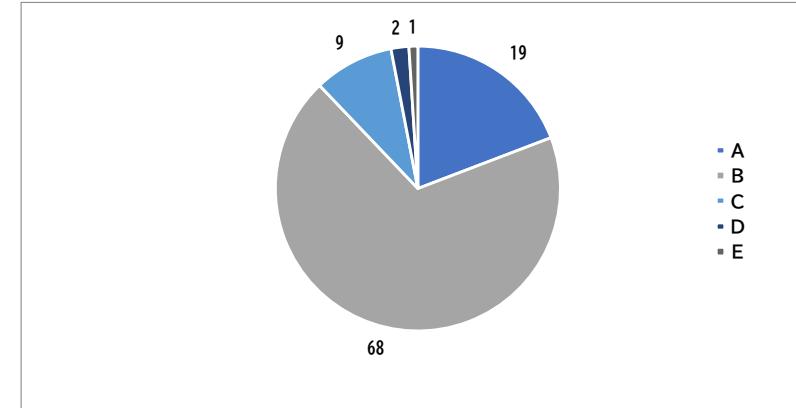
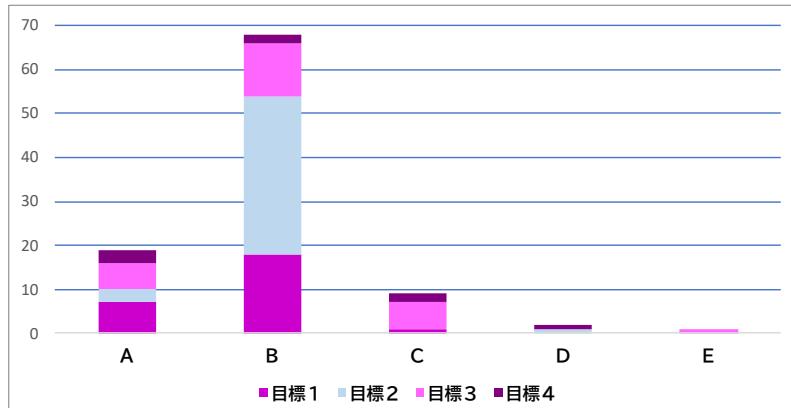
(3) 令和6年度（2024年度）の各課自己評価結果まとめ

① 令和5年度（2023年度）と令和6年度（2024年度）の事業実績について各課の自己評価を比較すると、前年度は未実施によりE評価となっていた事業のうち複数の事業において評価が上がっており、不十分で課題が多いというD評価となった事業などがあるものの、多くの事業において、事業目的を達成するための取組が実施されたことが確認できる評価となっています。本計画の計画期間の最終年度において、成果が得られている場合の評価区分であるA・Bの評価は、全体の約88%となりました。

令和5年度（2023年度）自己評価集計



令和6年度（2024年度）自己評価集計



② 担当課別の各評価数

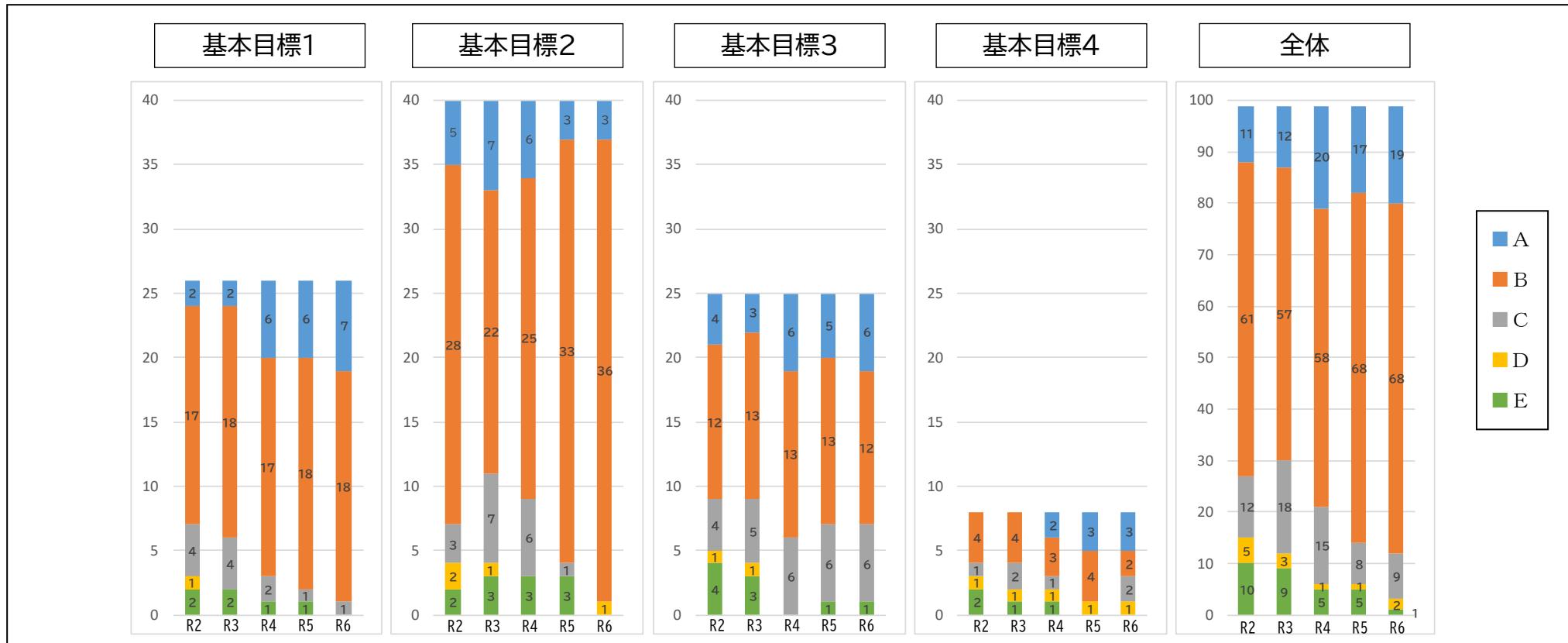
担当課 / 評価	A	B	C	D	E	合計
秘書広報課		3				3
企画政策課		1				1
職員課	1	4				5
防災安全課	2		2			4
協働推進課	8	16		1		25
産業観光課		5				5
福祉総務課		8				8
高齢福祉課	1	3				4
障害福祉課		3		1		4
子ども育成課	1	2				3
子ども子育て支援課		8			1	9
生活福祉課		4				4
健康推進課			5			5
教育総務課		2				2
教育指導課	6	5				11
文化振興課		2				2
スポーツ振興課			1			1
全課		2	1			3
合計	19	68	9	2	1	99

(4) 計画期間の推進状況

① 計画期間である5年間（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））の事業実績について各課の自己評価を見ると、令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）はコロナ禍の影響を大きく受け、事業を実施していない場合のE評価が多くなっていますが、コロナ禍への対応等が進んだ令和4年度（2022年度）には、E評価が大きく減少するとともに、大きな成果が得られている場合のA評価が大きく増加しています。

令和5年度（2023年度）以降は、前年度との比較においては大きな進捗は見られませんが、具体的な成果が得られている場合のB評価が増加するとともに、E評価が減少しており、計画期間全体で見ると、多くの事業が各担当課により着実に推進されてきたと評価できます。

【計画期間における基本目標別の各課自己評価結果】



② 計画期間における各課自己評価結果

基本目標 1

No.	事業名	事業担当課	自己評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
基本目標 1							
1	復職・再就職等を支援する講座の開催【重点事業】	協働推進課	B	B	B	B	B
2	女性リーダー育成【重点事業】	協働推進課	B	B	A	A	A
3	女性の起業に関する情報提供・支援	協働推進課	B	B	B	B	B
4	農業、自営業への男女共同参画	産業観光課	B	B	B	B	B
5	各種審議会等への女性の参画促進【重点事業】	全課	C	C	C	C	C
6	市役所における女性管理職登用の促進	職員課	B	B	B	B	B
7	女性教員の管理職登用の促進	教育指導課	B	B	B	B	B
8	広聴機会の充実	秘書広報課	E	E	B	B	B
9	男性の意識改革と家事スキル向上への講座の開催	協働推進課	B	B	B	B	B
10	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業所への働きかけ	協働推進課	B	B	B	B	B
11	長時間労働縮減に向けた啓発	産業観光課	B	B	B	B	B
12	家庭内の男女平等意識の推進【重点事業】	協働推進課	A	B	A	A	A
13	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種支援	協働推進課	B	B	B	B	A
		産業観光課	B	B	B	B	B
		子ども子育て支援課	B	B	B	B	B
		子ども育成課	C	C	A	A	A
		高齢福祉課	C	C	B	B	A
14	特に支援を要する市民に対する支援の充実	福祉総務課	B	B	B	B	B
		障害福祉課	E	E	E	E	B
		子ども育成課	B	B	A	A	B
		生活福祉課	B	C	C	B	B
15	職員への男女平等研修の実施	職員課	C	B	B	B	B
16	育児・介護休業取得に向けての環境づくり【重点事業】	職員課	A	A	A	A	A
17	市民・事業者に向けた情報提供	産業観光課	B	B	B	B	B
18	職場環境の見直し、意識改革の推進	産業観光課	B	B	B	B	B
19	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定【重点事業】	協働推進課	D	A	A	A	A

基本目標 2

No.	事業名	事業担当課	自己評価					
			R2	R3	R4	R5	R6	
基本目標 2								
20	あらゆるハラスメント防止に向けた広報・啓発	協働推進課	B	B	B	B	B	
21	府内等におけるあらゆるハラスメント対策【重点事業】	職員課	B	C	C	C	B	
		教育指導課	B	B	B	B	B	
22	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実	福祉総務課	B	B	B	B	B	
23	府内等におけるあらゆるハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	職員課	B	B	B	B	B	
		教育指導課	D	D	A	B	B	
24	人権尊重教育の推進	秘書広報課	C	C	C	B	B	
		教育指導課	A	A	A	A	A	
25	DVについての関係者の理解促進	協働推進課	B	B	B	B	B	
26	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	協働推進課	B	B	B	B	B	
		教育指導課	A	A	A	A	A	
27	あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進【重点事業】	協働推進課	B	B	B	B	B	
		秘書広報課	C	C	C	B	B	
28	児童虐待防止に向けた見守り体制の強化	子ども子育て支援課	B	B	B	B	B	
29	メディア・リテラシーの育成とネット上での人権侵害の防止に向けた啓発の推進	協働推進課	B	B	B	B	B	
		文化振興課	B	E	E	B	B	
30	相談業務の充実	協働推進課	B	B	B	B	B	
		福祉総務課	B	B	B	B	B	
31	被害者の状況に応じた相談機能の充実	福祉総務課	B	B	B	B	B	
		高齢福祉課	B	B	B	B	B	
		障害福祉課	E	E	A	E	B	
		生活福祉課	B	C	C	B	B	
32	健診等による被害者発見時の対応	子ども子育て支援課	B	B	B	B	B	
33	被害者発見時の通報の周知	福祉総務課	B	B	B	B	B	
		教育総務課	B	A	B	B	B	
		教育指導課	A	A	A	A	A	

No.	事業名	事業担当課	自己評価						
			R2	R3	R4	R5	R6		
基本目標 2									
34	被害者の安全確保	福祉総務課 子ども子育て支援課	B B	B B	B B	B B	B B		
35	特に支援を要する様々な被害者への対応	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課	B B D B	B B C C	B B E C	B B E B	B B B B		
36	被害者への対応に対する留意	全課	A	A	B	B	B		
37	子どもがいる家庭に対する支援	子ども子育て支援課 子ども育成課 教育総務課	B B C	B B A	B B B	B B B	B B B		
38	関係機関との連携強化	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課	B A E B	B A E C	B A E C	B B E B	B B D B		

基本目標 3

No.	事業名	事業担当課	自己評価					
			R2	R3	R4	R5	R6	
基本目標 3								
39	男女平等に関する各種情報の提供【重点事業】	協働推進課	B	B	B	B	B	
40	男女共同参画週間事業の実施	協働推進課	B	B	B	B	B	
41	学習機会の提供の充実【重点事業】	協働推進課	B	B	B	B	A	
		文化振興課	B	B	B	B	B	
42	男女平等の視点での市刊行物への留意	全課	B	B	B	B	B	
43	教職員研修	教育指導課	A	A	A	A	A	
44	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	教育指導課	B	B	B	B	B	
45	年代に応じた性教育の推進	教育指導課	A	A	A	A	A	
		協働推進課	A	B	A	A	A	
46	性の多様性に関する理解の促進【重点事業】	協働推進課	B	B	A	A	A	
47	小・中学校における個別的支援	教育指導課	A	A	A	A	A	
48	学習機会の提供の充実	子ども子育て支援課	E	B	B	E	E	
49	心とからだの健康づくりの推進【重点事業】	健康推進課	C	C	C	C	C	
		スポーツ振興課	D	D	C	C	C	
50	更年期を理解するための情報提供	健康推進課	B	C	C	C	C	
51	健康相談の充実	健康推進課	C	C	C	C	C	
		子ども子育て支援課	B	B	B	B	B	
52	妊娠婦のための相談体制の充実	子ども子育て支援課	B	B	B	B	B	
53	女性に対する健（検）診事業の充実	健康推進課	C	C	C	C	C	
		子ども子育て支援課	B	B	B	B	B	
54	疾病の予防と健診事業の充実	健康推進課	C	C	C	C	C	
55	国際交流の推進と国際理解の促進	協働推進課	E	E	B	B	B	
		教育指導課	E	E	B	B	B	
		企画政策課	E	E	B	B	B	
56	国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催	協働推進課	B	B	A	B	B	

基本目標 4

No.	事業名	事業担当課	自己評価					
			R2	R3	R4	R5	R6	
基本目標 4								
57	地域における男女平等の啓発【重点事業】	協働推進課	B	B	B	B	B	
58	男女共同参画の推進を担う地域活動団体との連携【重点事業】	協働推進課	D	D	D	D	D	
59	地域活動への支援	協働推進課	E	B	B	A	A	
60	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災安全課	B	C	C	B	C	
61	男女共同参画の視点による地域防災計画の推進	防災安全課	C	B	B	B	A	
62	避難所における男女共同参画の推進	防災安全課	B	E	A	A	C	
63	女性の視点を踏まえた防災講習・イベントの開催	防災安全課	E	C	E	A	A	
		協働推進課	B	B	A	B	B	

V 男女共同参画推進市民委員会からの意見

令和6年度（2024年度）の各事業の推進状況は、前年度と比較して大きな進捗は見られませんが、大きな成果が得られている場合の評価区分であるA評価が増加するとともに、事業を実施していない場合の評価区分であるE評価が減少し、各事業が着実に推進されたと評価できます。

重点事業として設定された事業を見ると、A評価となった事業の割合は約33%であり、令和6年度（2024年度）が武蔵村山市第四次男女共同参画計画の最終年度であることを考慮すると、更なる推進が望まれたところですが、A評価となった事業の中にはワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策やセクシュアル・マイノリティに関する意識醸成など、重点事業の中でも特に武蔵村山市第四次男女共同参画計画の基本理念である「誰もが自分らしく イキイキと暮らせるまち むさしむらやま」の実現に資する事業が含まれており、これらの事業において、計画の推進に大きく寄与したものと認められます。

一方で、C評価やD評価にとどまった事業もあり、特に、各種審議会等への女性参画率の向上や男女共同参画の推進を担う地域活動団体との連携については、これまでの取組の課題を把握し、次期計画において、より多くの成果が得られるような取組を実施していく必要があると考えます。また、本計画では重点事業に設定されていませんが、避難所における男女共同参画についても、その重要性を改めて認識し、たゆむことなく取組を進めていくことが必要です。

武蔵村山市第四次男女共同参画計画は、新型コロナウイルス感染症の拡大という災害の中で、その計画期間が始まりました。このため、特に令和2年度及び令和3年度において実施が困難な事業もありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が収束に向かった令和4年度以降は、各事業において取組が進められ、多くの事業において成果が得られています。

武蔵村山市第五次男女共同参画計画の推進に当たっては、第四次計画期間において得られた成果や経験を生かすことはもとより、各事業において第五次計画で掲げられた基本理念「誰もが自分らしく 活躍できるまち むさしむらやま」の実現に向けて適切な目標設定を行い、着実に取組を進めていただきたいと考えます。



参考資料

武藏村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱

武藏村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

武藏村山市男女共同参画推進委員会設置要綱

武藏村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱

平成12年3月16日
訓令（乙）第21号

（設置）

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女平等・男女共同参画に関する調査研究
- (2) 武蔵村山市（以下「市」という。）が行う男女共同参画計画の推進に関する事務への協力
- (3) 男女共同参画推進の啓発に関すること。
- (4) その他、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内で活動する市民活動団体の関係者
- (3) 市内で活動する公共的団体の代表者又はその構成員
- (4) 公募による市民（市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月27日訓令(乙)第35号)

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日訓令(乙)第28号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日訓令(乙)第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日訓令(乙)第15号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日訓令(乙)第16号)

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日訓令(乙)第30号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月21日訓令(乙)第126号)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

武藏村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

区分	氏名	選出区分
委員長	諸橋泰樹	識見を有する者
副委員長	森本秀子	市民活動団体の関係者
委員	堀上みち子	市民活動団体の関係者
委員	峰岸喬	公共的団体の代表者又はその構成員
委員	渡邊清子	公共的団体の代表者又はその構成員
委員	近藤真沙美	公募による市民
委員	高久剛史	公募による市民
委員	田村博幸	公募による市民
委員	中村香織	市長が必要と認める者

武藏村山市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成12年3月16日
訓令（乙）第20号

（設置）

第1条 男女平等の実現を図り、及び男女共同参画社会の形成を促進するための基本的な指針となる武藏村山市男女共同参画計画（次条において「計画」という。）を策定し、並びに男女共同参画に関する施策（次条において「施策」という。）を効果的に推進するため、武藏村山市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、計画の策定及び施策の推進に関し必要な事項を協議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員16人で組織する。

2 委員は、協働推進部長、企画財政部秘書広報課長、同部企画政策課長、総務部職員課長、同部防災安全課長、協働推進部産業観光課長、健康福祉部福祉総務課長、同部高齢福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども政策課長、同部子ども育成課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育指導課長、同部指導・教育センター担当課長、同部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は協働推進部長の職にある委員を、副委員長は子ども家庭部子ども子育て支援課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日訓令(乙)第8号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日訓令(乙)第27号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月23日訓令(乙)第11号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日訓令(乙)第116号)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令(乙)第26号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月13日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

附 則 (平成29年3月31日訓令(乙)第29号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月28日訓令(乙)第156号)

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則 (平成31年3月7日訓令(乙)第9号)

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

附 則 (令和2年1月29日訓令(乙)第6号)

この要綱は、令和2年1月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月31日訓令(乙)第62号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令（乙）第50号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月3日訓令（乙）第142号）

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

武藏村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

区分	職名	氏名
委員長	協 働 推 進 部 長	並 木 篤 志
副委員長	子ども子育て支援課長	大 坪 克 己
委 員	秘 書 広 報 課 長	小 野 暢 路
委 員	企 画 政 策 課 長	平 崎 智 章
委 員	職 員 課 長	外 園 元 紀
委 員	防 災 安 全 課 長	遠 藤 康 至
委 員	産 業 觀 光 課 長	鳥 海 純 子
委 員	福 祉 総 務 課 長	持 田 文 吾
委 員	高 齢 福 祉 課 長	福 井 則 仁
委 員	健 康 推 進 課 長	高 橋 一 磨
委 員	子ども政 策 課 長	加 藤 幸 代
委 員	子ども育 成 課 長	里 見 和 行
委 員	学 校 教 育 担 当 部 長 教育指導課長事務取扱	高 瀬 隆 太 郎
委 員	指導・教育センター担当課長	加 藤 由 裕
委 員	文 化 振 興 課 長	廣 末 聰
委 員	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	石 川 篤

武藏村山市第四次男女共同参画計画

令和 6 年度推進状況調査報告書

令和 7 年 月

発行 武藏村山市男女共同参画推進委員会
(事務局) 武藏村山市 協働推進部 協働推進課
〒208-8501
武藏村山市本町一丁目 1 番地の 1
電話 042-565-1111 (代表)